

# デートDV予防DVD制作業務仕様書

## 1 概要

### (1) 件名

デートDV予防DVD制作業務

### (2) 目的

近年、DV被害は配偶者からの暴力だけでなく、交際相手からの暴力である「デートDV」の被害が増加しており、悲惨な事件が頻発している。こうした状況から、平成26年1月に、被害者保護のための相談と保護、自立支援の手続等を定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」が改正されたが、同居をしていない関係における「デートDV」は法律の適応が難しく、被害の潜在化や周囲が被害に気が付きにくいことが問題とされている。

これらの状況を踏まえ、中学校、高等学校の授業等、早い段階からDVに関する基礎知識を身につけることでDVを予防するとともに、暴力を容認しない社会風土を醸成することを目的とする。

## 2 業務内容

DVの被害者にも加害者にもならないための関係構築や相談を受けた時の正しい対応、交際相手からの暴力である「デートDV」に関する知識等を学ぶことができるDVDを制作する。

### (1) 構成内容

中学生及び高校生を主な対象とした内容とし、動画・写真・イラスト・アニメーション等を用いて、興味を引く作りとする。

なお、制作に際しては、主に次の構成項目及び内容の例に基づくこととする。

#### ア 必須事項

##### (ア) 具体的な場面の紹介

- a 3種類（項目）以上の場面を紹介すること。
- b 男性、女性ともに加害者、被害者になりうることを想定した内容とする。
- c 身体的暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力等を表現した内容及びより良い人間関係を築く視点の内容を表現すること。
- d 場面ごとに解説をいれること。

(イ) 被害を受けた場合や被害を相談された場合の対処方法の紹介

(京都市における専門相談窓口の紹介を含む。)

a 周囲の信頼できる大人に相談すること。

b 相談窓口

(a) 京都市DV相談支援センター(祝日、12月29日～1月3日を除く。)

TEL 075-874-4971

【受付時間】月曜日～土曜日 9時～17時15分

【相談受付時間外】緊急ホットライン TEL 075-874-7051

(b) 京都市男女共同参画センター(ウィングス京都)

女性への暴力相談(面接) **完全予約制**

TEL 075-212-7830

【受付時間】月・木・金・土曜日 11時～18時30分(受付は18時まで)

火曜日 11時～20時(受付は19時30分まで)

(c) 男性のためのDV電話相談(祝日、12月29日～1月3日を除く。)

TEL 075-277-1326

【受付時間】第2・4火曜日 19時～21時(受付は20時30分まで)

(2) 制作手順

ア 受託者は、京都市及び京都市が提示する専門家と構成内容について協議を行う。

イ 受託者は、アの協議に基づき、シナリオ案及び絵コンテ等を作成し、京都市へ提出する。

ウ 京都市は、提案されたシナリオ案等を校正し、シナリオ等を確定する。

エ 受託者は、シナリオ等に基づき京都市と十分に協議を行いながら収録・編集作業を行う。

オ DVDの内容について、受託者は、京都市が提示する専門家から監修を受ける。

(3) 成果物

次に掲げる成果物を京都市に提出すること。

- ア DVD 200部（収録時間15分程度，各ラベル面にタイトル等要表示，パッケージ入り）。その際，次の点に注意すること。
  - (ア) 場面（項目）ごとに再生できること。
  - (イ) ラベル面のタイトル及びパッケージのデザインを行うこと。
- イ You Tubeでサポートされているファイル形式で記録したDVD-R 1部。  
その際，次の点に注意すること。

(You Tubeでサポートされているファイル形式)

.MOV, .MPEG4, .AVI, .WMV, .MPEGPS, .FLV, .3GPP, .WebM

- (ア) 全体を場面（項目）ごとに分割し，場面（項目）ごとに被害を受けた場合や被害を相談された場合の対処方法を紹介すること。
- (イ) 全ての音声に字幕が表示されていること。
- ウ 収録内容やDVDの活用方法等を解説するパンフレット200部（DVDのパッケージ内に封入すること。）及び電子データを保存した電子媒体（CD-R）1部
- エ シナリオを記載した書面1部及びその電子データを保存した電子媒体（CD-R）1部

(4) 納品時期

平成29年1月下旬

※納品日やその他の詳細なスケジュールについては，契約後に別途協議する。

(5) 留意事項

- ア 主に中学生及び高校生を対象とした成果物となるよう配慮すること。
- イ 中学校及び高等学校の授業での活用が可能な内容となるよう，教育現場における意見を踏まえた内容とすること。
- ウ 提案された具体的な場面については，京都市との協議，専門家からの意見等を踏まえて変更する場合があること。
- エ 出演者，カメラ等の手配は全て受託者が行うこと。
- オ 撮影等に当たって，許可が必要な場合は，必ず許可を受けて行うこと。

3 委託金額の上限額

金3,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

#### 4 その他

- (1) 京都市との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 進捗状況についても、京都市と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は京都市に帰属する。また、全ての著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）、その他一切の権利についても京都市に帰属する。
- (4) 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (5) 第三者の著作物の映像等を利用する場合、利用に関する許諾等の必要な手続は、受託者が行うこと。
- (6) 取材、撮影等で、謝礼、交通費等の諸経費が発生した場合には、受託者の負担とする。
- (7) 映像、写真等の借用に要する費用は受託者の負担とする。
- (8) 受託者は、個人情報の取扱に当たっては、京都市個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益を侵害することのないようにすること。
- (9) 本業務の実施に際しては、京都市と受託者との相談によって業務内容の変更を行う可能性がある。
- (10) 納品後に瑕疵が発覚した場合、委託期間が経過していたとしても、その瑕疵に対して適切に対処すること。
- (11) 本仕様の規定に関する疑義又は本仕様に定めのない事項が生じた場合は、京都市と協議し、その指示に従うこと。